

第六十二回  
帝國議會  
貴族院

市町村義務教育費國庫負擔法第三條ノ特例ニ關スル法律案特別委員會議事速記録第一號

付託議案

市町村義務教育費國庫負擔法第三條ノ特例ニ關スル法律案

委員氏名

- 委員長 侯爵中御門經恭君
- 副委員長 子爵東園 基光君
- 子爵織田 信恒君
- 男爵紀 俊秀君
- 松浦鎮次郎君
- 若林 資藏君
- 桑山 鐵男君
- 磯貝 浩君
- 金子元三郎君

昭和七年六月九日(木曜日)午前十時十三分開會

○委員長(侯爵中御門經恭君) ソレデハ是

カラ委員會ヲ開會イタシマス、先ヅ政府委員ヨリ大體ノ御説明ヲ承ルコトニ致シマス

○國務大臣(鳩山一郎君) 提案ノ理由ヲ説

明イタシマス、町村ヲ廢止イタシマシテ、新ニ市ヲ置キ、又ハ近接町村ヲ市域ニ編入スルヤウナ事例ガ近時増加シテ來テ居リマスルガ、之ニ伴フ市町村義務教育費國庫交付金ノ關係ヲ見マスルニ、市町村義務教育

費國庫負擔法第三條ノ後段ノ規定ニ依リマシテ、町村デアリマスルガ爲ニ、從來交付

セラレテ居リマシタ國庫支出金ハ、新ニ市トナリ又ハ市域編入トナリマシタ結果、之ガ交付ヲ受クルコトヲ得ザルコトナルノデアリマス、此減少額ニ對シマシテハ、別ニ補填財源アル場合ハ格別デアリマスルガ、結局ハ其住民ニ餘分ノ負擔ヲ課スルト

カ、或ハ又教員ノ待遇ヲソレダケ低下セシムルトカ、或ハ又教育ノ施設ヲ一時手控ヘスルトカノ方法ニ依リマシテ、財政上ノ辻褄ヲ合セルト云フコトニナラザルヲ得ナイ

ノデゴザイマス、從テ此新ナル市制施行又ハ町村ノ市域編入ノ場合ニ於ケル、義務教育費國庫下渡金ノ急激ナル減少ニ付キマシテハ、市ノ教育上又ハ財政上ヨリ見マシテ、適當ナル緩和策ヲ講ズルコトヲ要スル

場合ガアルモノト考ヘマス、殊ニ本年十月一日ヨリ東京市ニ於キマシテハ、其近接セル八十二箇町村ヲ合併スルコトニナツテ居

リマス關係モゴザイマスノデ、今回多數ノ町村ガ市ニ合併シタリ、又ハ町村ガ合シテ市制ヲ施行シタリ致シマシタ場合ニ於テ、市町村義務教育費國庫交付金ニ著シイ減少

ヲ生ゼシメナイヤウニ、一定ノ期間ヲ限リマシテ、負擔法第三條ノ後段ニ依ル國庫交

付金ノ全部又ハ一部ヲ交付スルコトニ致シタイト思ヒマシテ、此議會ニ本案ヲ提出イタシマシタ所以デゴザイマス、何卒本案通リ御決定アラムコトヲ望ミマス

○委員長(侯爵中御門經恭君) 御質問ガゴザイマシタラ、御質問ヲ願ヒマス

○松浦鎮次郎君 本法案ハ只今文部大臣カラノ御説明ガアリマシタガ、市町村ノ廢置分合又ハ境界變更ノアツタ場合ニ、從來町村

ノミニ對シテ與ヘラレマシタ特別交付金ガ、市ニ編入セラレタ爲ニ無クナル、ソレガ爲ニ市ノ財政上急激ナ變化ヲ生ズルコトヲ避

ケル爲ニ、特例トシテ設ケラレタト云フ御趣旨デアリマス、勿論ハ單リ東京市ノ今回ノ隣接町村編入ニ關スル場合ノミニノ規定

アリマスカ、ソレヲ伺ヒタイノデアリマス、尙ホ附加ヘマシテ、今回ノ編入ニ付テ

ノ東京市ノ財政上ニ及ボス所ノ影響、若シスウ云フ特別ノ法律ガ制定サレナイデ、從來、今回編入サルベキ町村ニ對シテ特別ニ交付サレテ居、タモノガ無クナルト云フヤ

ウナ場合ニ於キマシテ、東京市ガ之ガ爲ニドウ云フ影響ヲ受クルカト云フヤウナ點ニ付テモドウカ一應ノ御説明ヲ伺ヒタイト思ヒマス

○政府委員(武部欽一君) 松浦サンノ御尋ニ對シテ御答ヘ申上ゲマス、第一ニ東京市ニ編入セラルベキ町村ガ、町村ナルノ故ヲ以テ受ケテ居、タ國庫交付金ノ金額ハ、ドレ

ダケデアアルカト云フノガ第一ノ御尋デアリマス、此編入町村ガ町村タルガ故ニ町村ノミニニ交付サレテ居ル金額ハ、此國庫負擔法ノ第三條ノ後段ノ規定、ソレカラ同ジク國庫負擔法ノ第五條ニ依ル交付金、此兩方カ

ラナルノデアリマス、昭和六年度ノ實蹟ニ依リマスルト云フト即チ負擔法第三條ノ後段ニ依リマシテ、町村ノミニトシテ受取りマシタ金額ガ九十八万一千三百六十二圓餘デアリマス、又此第五條ノ所謂貧弱町村ト云

フノ故ヲ以チマシテ、受取りマシタ金額ガ十萬四千二百七十七圓デアリマス、即チ合計百八萬五千五百七十九圓餘リト云フモノガ、此編入サルベキ八十二箇町村ガ町村デアアルガ爲ニ特別ニ受取りマシタ金額トナルノデアリマシテ、若シ法律ガ從來ノ負擔法ノ儘ヲ適用スルト云フコトニナリマスレバ、

モノトシタナラバ東京市ノ財政上ニ如何ナル影響ヲ及ボスカト云フコトニ付テノ御答ハ、寧ロ内務當局カラ申上ゲマシタ方ガ適當デアラウカト思ヒマスカラ、内務省ノ政府委員カラ申上ゲルコトニ致シマス

デアリマスルガ、編入後ニ於キマシテハ一千八百七十二萬九千九百九圓トナルノデアリマシテ、差引二百九十一萬六千九百七十七圓ノ減額トナルノデアリマス、之ヲ一戸當リニ付テ見マスルト、編入前ニ於テハ三十四圓三十四錢八厘デアリマスルノガ、編入後ニ於キマシテハ二十九圓七十二錢一厘トナルノデアリマスルカラ、差引四圓六十二錢七厘ノ減少トナルノデアリマス、只今申上ゲマシタ數字ハ義務教育費國庫負擔ノ改正ガナイ場合ノ數字デゴザイマシテ、茲ニ提案ニ相成ッテ居リマスル改正案ガ、通過イタシマスルモノトシテ計算イ

ルノガ、編入後ハ二十九圓十錢四厘トナルノデアリマスルカラ、差引五圓二十九錢四厘ノ減少トナルノデアリマシテ、此改正法案ノ成立ト否トニ依リマシテノ相違ハ、尙ホ六十一錢七厘ノ開キトナルノデアリマス、大體數字ハ左様ニ相成ッテ居リマス

但シ此提案ニナッテ居リマスル法律案ニ於キマシテ、負擔法ノ第五條、即チ貧弱町村ノ規定ヲ適用イタシマセヌカラ、而シテ第三條ノミヲ今回ノ關係ニ於テ規定スルト云フコトニナッテ居リマスルカラ、即チ此法律ニ依ッテ與ヘラルベキ金ヲ前年度ノ額ニ付テ言ヒマスルナラバ、九十八萬一千三百六十二圓餘ト云フコトニ相成ルノデアリマス、約百萬圓デアリマス、尙ホ序ニ申上ゲテ置キマスガ東京市ガ……從來ノ東京市デアリマス、從來東京市ガ國庫交付金トシテ受取りマスルモノハ百七十九萬五千七百七十二圓餘デアリマシテ、即チ若モ現行法ノ儘ヲ實行スルト云フコトニナリマスレバ、其減少額ハ東京市ガ現在受ケテ居リマスル國庫交付金以上ノモノガ減少スル、斯様ナコトニ相成ルノデアリマス、尙ホ此法律ガ無キ

○政府委員(安井英二君) 只今仰セニナリマシタ負擔關係ガドウ云フコトニナルカト云フコトニ付キマシテ、是ハ府稅ト市町村稅トヲ全部通算シテ考ヘマスルコトガ一番適切ダト思ヒマスルガ、之ヲ通算イタシマシテ、舊市域ト新シク編入サレマスル五郡ノ部分トニ分ケテ申上ゲマスルト、五郡ヲ編入イタシマスル前ニ於キマスル舊市域ノ負擔額ハ二千七百六十一萬二千八百十九圓デアリマスルガ、五郡ヲ編入イタシマシタ後ニ於キマシテハ、二千九百七十八萬四千五百八十六圓ト相成リマシテ、差引二百七十七萬七千六百六十七圓ノ増加トナルノデアリマス、之ヲ一戸當リニシテ申上ゲマスルナラバ、編入前ニ於キマシテハ六十六圓五十九錢六厘デアリマスルノガ、編入後ニ於キマシテハ七十一圓八十三錢四厘トナルノデアリマシテ、差引五圓二十三錢八厘ノ増加トナルノデアリマス、次ニ新シク編入サルベキ五郡ニ付テ申上ゲマスルト、編入前ニ於キマシテハ二千六百六十四萬五千二百六圓

市域ニ於キマシテハ編入前ガ六十六圓五十九錢六厘デアリマスルノガ、編入後ニ於キマシテハ七十圓四十錢四厘トナルノデアリマシテ、差引增加ハ三圓八十錢八厘ニ止マルノデアリマシテ、此改正案ガアルトナイトヲ較ベマスルト約差引キ一圓四十三錢ノ相違ガ出テ來ルノデアリマシテ、此一圓四十錢ダケ負擔ガ輕クナルト云フコトニ相成ルノデアリマス一戸當リニ致シマシテ……尙ホ五郡ニ付テ申シマスルト、一戸當リガ編入前ハ三十四圓三十四錢八厘デアリマス

○松浦鎮次郎君 尙ホ伺ヒタイノデアリマスガ、此法案ハ主トシテ東京市ノ隣接町村ノ編入ニ付テ、財政上ノ急激ノ變化ヲ來タサシメナイ爲ニ盡サレルト云フコトハ是ハ已ムヲ得ヌコトダト考ヘマスガ、元來此國庫負擔法ノ趣旨ハ教育費ト市町村全體ノ費用ト云フモノトノ關係、又資力ノ多少等ヲモ考慮ニ入レマシテ、大體ニ於テ町村ニ厚ク、市ニ比較的薄クト云フ趣旨デ作ラレテ居ルノデアリマス、此趣旨ハ今後ト雖モ無論變更ガサレルベキモノデナイト思フノデアリマスガ、此法案ニ依リマシテ、今回東京市ノ隣接町村ガ市ニ編入サレルニ付テハ、最早ヤ町村デハナクナッテ市トナルノデアリマスカラ、町村ニ對スル特別交付金ト云フモノハ元來與ヘラレナイノガ原則デアアル、ソレヲマア斯ウ云フ經過的ニ便法トシテ市ニナッタモノヲ、便宜町村ト看做シテ特別交付金ヲ與ヘヤウ、斯ウ云フ譯デアリマスガ、併シ是ハ元來變態ナノデアリマシテ、一

時急激ナ變化ヲ避クル爲ニ便法トシテ制定  
サレルコトハ相當デアルト思ヒマスガ、併  
シ之ヲ何時迄モ斯ウ云フ状態ヲ繼續セシメ  
ルト云フコトハ、是ハ國庫負擔法ノ原則カ  
ラ見マシテモ、ソレニ副ハヌコトニナルノ  
デアリマスカラ、何レ是ハ勅令ノ規定ニ依  
テ其邊ノコトハ定メラレルダラウト思ヒマ  
スガ、凡ソ何年間位斯ウ云フ状態ヲ繼續セ  
シメルト云フコトニナルデアリマスカ、  
又年々其金額ヲ遞減爲サレテ行クト云フ  
コトニナルデアリマスカ、何レ勅令デス  
ウ云フコトハ定メラレルコトダラウト思ヒ  
マスガ、其邊ノ御腹案ハドウ云フ風ニナッテ  
居リマスカ、當局ノ御意見ヲ伺ヒタイト思  
ヒマス

○國務大臣(鳩山一郎君) 御答へ致シマ  
ス、此法律ノ趣旨ハ松浦委員ノ申サル通り  
デアリマシテ、町村ニ厚ク、市ニ薄キ趣旨  
ニ於テ出來上テ居ルコトハ申サル通り  
デアリマス、從テ此度勅令ヲ以チマシテ期間  
ハ十年ト云フコトヲ原則ト致シマシテ、ソ  
レカラ毎年逐次遞減シテ行ク、其遞減モ原  
則トシテハ十分ノ一位ヅツ遞減シテ行キタ  
イト云フヤウニ考ヘテ居リマス

○松浦鎮次郎君 モウ一箇條御伺ヒ致シタ  
イト思ヒマスガ、此法案ニ依リマシテ、東

京市隣接町村ガ市ニ編入サレバ、ソレ  
ニ依テ從來ノ町村ガ市ニナルニモ拘ラズ  
便宜町村ト看做シテ之ニ交付金ヲ當分與ヘ  
ルト云フコトハ、趣旨ハ分テ居リマスガ、  
此國庫負擔法ノ第四條ノ規定ニ依リマシテ、  
此市ニ對シテハ又特別ニ交付スル金ガアルノ  
デアリマシテ、即チ市ニ交付スル金額ノ十  
五分ノ一ヲ超エザル範圍内ニ於テ特ニ市ニ  
對シテハ特別ニ交付金ヲヤツテ居ルデア  
リマス、其十五分ノ一ト云フ特別交付金ノ基  
本ニナル市ニ對スル交付金ノ中ニ……元來  
市デアアルモノヲ便宜町村ト看做シテ、町村  
ニ對スル特別交付金ヲ其儘ヤルト云フ其金  
額迄モ道入りマスルト云フト、是ハ間接ニ  
町村ニ對シテ不利ヲ與ヘルト云フコトニナ  
ルデアリマスガ、其點ニ付テハ私ハ衆議  
院ノ速記録ヲマダ入手イタシマセヌガ、新  
聞デ見マスルト、ソレハ此十五分ノ一ノ基  
本額ニハ計算シナイト云フヤウナ、何カ是  
ハ委員會ノ決議デアリマスカ、衆議院ニ於  
テアッタト云フコトガ載テ居リマシテ、政  
府ニ於テモ其點ニ付テハ御同意ニナッタカ  
ノヤウニ新聞ニハ記載シテアリマスガ、果  
シテ其通りデアリマセウカ、其點ヲ伺ヒタ  
イト思ヒマス

○國務大臣(鳩山一郎君) 第三條後段ノ規

定ヲ提案理由ニ説明シタ通りニ其儘ニ活カ  
シテ、法ノ基礎ニ依テ舊町村ト看做シテ、  
市ニナッタ部分ニ付テ舊町村ト看做シタダ  
ケデ以テ國庫下渡金ヲ計算シテ參リマスル  
ト、從來ノ外ノ町村デ以テ今迄受ケタル交  
付金ガ減ルカモ知レナイト云フ場合ガ二ツ  
想像セララルノデアリマス、一ハ今松浦委  
員ノ申サレタ第四條ノ關係、他ノ一ツハ此  
度市ニ編入セラレタ八十二箇町村ト云フヤ  
ウナ、詰リ市ニ編入セラルル町村ノ兒童數  
ダノ、教員數ダノガ殖エルコトニ依テ、交  
付金ガ多クナルカモ知レナイ、其二ツノ場  
合ガ想像セラレマス、此ノ二ツノ場合ヲ想像  
シテ、サウシテ國庫下渡金ガ町村ニ對シテ、  
從來町村ガ受ケテ居、タヨリモ減額スルト  
云フヤウナコトハ、如何ナル方法ヲ以テモ  
避ケナケレバナリマセヌカラ、他ノ町村ニ  
交付シテ居リマシタ金額ガ減額セザル程度  
ニ於テ、新ニ市ニ編入セラレタ町村ニ對ス  
ル交付金ヲ斟酌シテ參ラウトシテ居リマ  
ス、其意味ニ於キマシテ最初カラ此勅令モ  
サウ云フ意味ニ於テ作ラウト思、テ居リマ  
シタノデアリマスカラ、衆議院ニ於キマシ  
テノ希望決議ト云ヒマスガ、附帶決議ニモ  
政府ハ同意シタ譯デアリマス

○松浦鎮次郎君 私ハモウ宜シウゴザイマ

○子爵東園善光君 今松浦委員ノ御尋ニ大  
臣ノ御話ガアリマシタガ、將來市ニ交付セ  
ラレテ行キマス爲ニ、他町村ノ方ニ減額シ  
ナイヤウニ斟酌スルト云フコトハ御尤モダ  
ト思ヒマスガ、其斟酌ト申シマスノハ、何  
カ市ノ方ノ計算セラレマス折ニ、學級數ト  
云ヒマスガ、教員數ト云ヒマスガ、何カ兒  
童數ナンカノ標準ヲ取テ御斟酌ニナルノ  
デアリマセウカ、他ノ財政ヲ眺メラレテノ  
御斟酌デアリマセウカ、何カ御腹案ガオア  
リデアラウト思ハレマスガ

○國務大臣(鳩山一郎君) 勅令ニハ斯ウ云  
フヤウニ規定シヤウト考ヘテ居ルデアリ  
マス、交付スヘキ國庫ノ支出金ノ配當基礎  
數タル、教員數、就學兒童數ハ、舊町村ノ  
地域ニシテ、新ニ市ニ屬シタル部分ニ於テ  
市町村義務教育費國庫負擔法第三條ノ規定  
ニ依ル教員數及就學兒童數ニ各百分ノ百乃  
至百分ノ十ヲ乘シタル教員數及就學兒童數  
トス、前項ノ乘數ハ毎年度逐次遞減スルモ  
ノトス、但シ文部大臣ニ於テ特別ノ事情ア  
リト認ムルトキハ其ノ乘數ヲ年次ノ進行ニ  
拘ラス同一トナスコトヲ得ト云フヤウナ  
規定ヲ置キマシテ、斟酌シテ行カウト思、テ  
居リマス

○子爵東園基光君 分リマシタ

○委員長(侯爵中御門經恭君) 外ニ御質問  
ゴザイマセヌカ……外ニ御質問ゴザイマ  
セヌケレバ、又各會派デ御相談ニナリタ  
イト云フ御希望モゴザイマスカラ、決定ハ  
次會ト致シマシテ、今日ハ是デ散會イタク  
タイト思ヒマス、御異議ガナケレバ……

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(侯爵中御門經恭君) ソレデハ散  
會イタシマス

十時四十二分散會

出席者左ノ如シ

委員長 侯爵中御門經恭君

副委員長 子爵東園 基光君

委員

子爵織田 信恒君

松浦鎮次郎君

若林 資藏君

桑山、鐵男君

磯貝 浩君

金子元三郎君

國務大臣

文部大臣 鳩山 一郎君

政府委員

內務省地方局長 安井 英二君

文部省普通學務局長 武部 欽一君

文部書記官 河原 春作君